

守口市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

雇用・労働施策において、行政の果たす役割が大切なことは十分認識しており、従来より大阪府やハローワーク門真など関係機関と連携し雇用状況の把握や雇用の促進に努めているところです。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

「12万人雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの事業については従来より大阪府や国等関係機関と連携し実施しておりますが、今後とも連携をより密にして取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

母子家庭の母や障がい者等就職困難者に対して就労支援を行っていますが、今後とも大阪府等関係機関や関係各課とも連携をより密にしながら、地域就労支援事業の充実を図ってまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

最低賃金については広報紙などで周知に努めているところであり、今後も機会あるごとに法令

等の周知を図ってまいりたいと考えております。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

総合評価入札制度につきましては、他市の状況も参考にしながら、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

委託先の最低賃金につきましては、今後も関係法令等を遵守するよう指導に努めてまいりたいと考えております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

ワーク・ライフ・バランスについては、セミナーを開催するなど「仕事と生活の調和」の啓発に努めているところであり、今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

守口・門真両市の中小企業が中心となって産・官・学交流プラザを立ち上げ、ものづくりに係る産学交流会の開催や異業種間の交流を深める活動をされており、本市もこの活動に参加し中小・地場企業のものづくりに対する支援を行っているところです。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業の誘致策については、市の工業活性化推進協議会で企業流出防止策も含め現在議論いただいているところです。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本市の融資制度につきましては、大阪府市町村連携型中小企業融資として実施しており、市内在住の方が融資金額300万円以下で利用された場合、信用保証料を全額補給し、市融資を中小企業の方がより利用しやすい制度として充実を図っております。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

従前より建設工事の発注及び物品等の購入については、官公需法等に準拠し可能な限り地元中小業者へ優先的に発注いたしております。

今後とも、事業内容等を見定め計画的な発注に努め、地元中小企業の振興・発展を図ってまいりたいと考えております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請二法など下請中小企業に係る公正取引について、周知に努めてまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(一括回答)

(1)・(2)①～③について、住民の安全・安心は行政にとって最重要課題の一つであり、「雇用・労働」「産業」といった施策も、現在の経済状況下でその重要性をますます強めていると考えています。

こうした施策を実現するためにも、非常に厳しい財政状況の打開を、本市の最優先課題として取り組んでいるところです。これにより、市民が安心して暮らせる安全なまちの実現をめざした

いと考えています。また、こうした取り組みについても、随時市民に情報提供していきます。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

職員の労働条件については、労使双方の合意を得ながら進められるものであり、今後とも誠意をもって対応していきたいと考えております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

現在、国や府でも地方分権の議論が活発に行われているなかで、権限や事務の移譲が進められております。権限移譲に際しては、国と地方の役割分担を明確化するとともに、自主的・自立的な行財政運営を可能とする財源の移譲が不可欠であり、今後とも大阪府及び国へ積極的に要望してまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

自立した行財政運営を行うことが地方分権の本来の姿であり、当然のことながらこれに必要な財源については、国の責任のもと、早期に配分の見直しを実現すべきものと考えております。このことから、今後とも大阪府と十分に連携を図りつつ、府内市町村が一体となってさらなる地方税財源の充実確保に向け国に対し強く働きかけてまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療体制等北河内二次医療圏内における保健医療施策は、「大阪府保健医療計画」に基づき北河内保健医療協議会を設置し、地域保健医療の推進・向上に努めているところです。今後とも、

地域の実情に合った体制づくりの構築に向け、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

また、医師等医療従事者の確保に向け、機会あるごとに国・府に要望してまいりたいと考えております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護保険の介護サービスを提供する事業者は、「サービスの種類ごと・事業所ごと」に都道府県知事又は保険者の指定又は許可が必要となり、指導監督も同様に行われます。

ご要望の研修等の充実及び指導監督につきましては、大阪府及び介護保険者でありますくすのき広域連合に働きかけてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

本市といたしましては、障害のある人が必要なサービスを安心して利用でき、自立と社会参加の実現が図られることが重要と考えております。

現在、国において利用者負担の軽減措置等が講じられているところですが、障害のある人の実態を十分に踏まえて、障害者自立支援制度が引き続き安定的かつ円滑に推進されるよう大阪府と連携し国に要望してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

近年、労働形態の多様化や仕事上のストレスなどから心身のバランスを崩す人が増えており、労働者本人だけでなく企業や家族にとっても深刻な問題となっていることから、今後も府及び医師会等関係機関と連携をとりながら課題に対応できるよう調整してまいりたいと考えています。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生き育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策

定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

待機児童の解消につきましては、平成11年度から規制緩和に伴う定員の弾力化により、未満児枠を中心に受け入れ枠の拡大を図っております。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

本市におきましては、平成14年度以降公立保育所を民間移管することにより、休日保育・延長保育・地域での子育て支援など様々な特別保育事業に取り組んでおり、今後とも保育サービスの拡充に向け努めてまいりたいと考えております。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

地域における子育て支援につきましては、平成14年6月に本市の総合的な拠点施設として子育て支援センターを設立しており、今後とも各関係機関と連携しながら、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

保育の質の向上のため、市において年5回の研修会を開催し、また他機関が主催する研修会にも積極的に参加をしております。

なお、係る制度の改善ということですが、現在の状況及び国の動向等を見据えたなかで、研究してまいりたいと考えております。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の防犯体制につきましては、防犯マニュアルに基づく児童の訓練及び教職員対象の実技研修会を守口警察署の協力を得て行っております。警備員配置につきましては、今後も継続でき

ますよう努めてまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

1・2年生での35人学級編制につきましては、今後も継続できるよう府に働きかけてまいります。

「ものづくり教育」につきましては、地域在住の専門的な知識や技能をもつ人材の発掘や企業連携により講師招聘などを行い、子どもたちが専門分野に触れる機会をもてるよう進めてまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待につきましては、予防と早期発見・早期対応に努めることが何より重要であると考えており、子ども家庭センターを中心に各関係機関が連携を密にするなかで対応してまいりたいと考えております。

また、充実した支援体制がなされるよう、引き続き関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

平成19年の法改正により、ご指摘のとおり市町村に対する努力義務が明記されており、重要な課題であると認識しております。本市では、人権を尊重し、安心・安全に生活していただくためにも、配偶者等からの暴力については許しがたい行為であると理解しており、女性専用の相談窓口として女性の悩み相談を開設しております。

また、必要に応じて関係機関と連携し、緊急時にも対応する体制をとるとともに、市広報紙・

FMもりぐち等で広く市民に周知しているところです。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では、平成18年6月に「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて事業を推進しているところです。また、大阪府や関係機関との協力体制を進め、セミナーや講演会を通じた啓発活動にも取り組み、女性特有の悩みに対する相談の充実も図ってまいりたいと考えています。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市では、温室効果ガスの排出量を削減するため平成14年に「守口市地球温暖化対策実行計画」を策定し全庁を挙げて省エネルギー・省資源に取り組んでおります。

①について、厳しい財政状況ではありますが、計画的・効率的な道路整備に努め渋滞解消を図ってまいりたいと考えております。

②について、渋滞は道路輸送効率を低下させるだけでなく、地球温暖化などの弊害を引き起こすことから、既存インフラである公共交通の利用啓発に努めてまいります。

③について、家庭などの民生部門につきましても環境家計簿の普及啓発に努めており、今後も環境負荷の低減を図ってまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

古紙・古布、空き缶、びん・ガラス、ペットボトルの分別に加えて、平成19年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を実施し、資源化率は平成20年度には20%を超える見込みです。今後も循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化・資源化を推進してまいります。

バイオディーゼル燃料化事業につきましては、他市町村での成果などを参考に検討してまいりたいと考えております。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

災害が発生した場合、誰も平常心が薄れがちになります。そのために本市では、地区を定めず避難所38ヶ所・避難地16ヶ所を指定しており、また常日頃より家族等で避難場所等を話し合っていたかのように、「防災マップ」の全戸・事業所への配付や広報への掲載及びふれあい講座による啓発・周知を図っているところです。

また、本市の学校施設の耐震化は、平成20年3月に「守口市小中学校耐震化計画」を策定し、緊急性の高いものからその整備に努めています。本年度は3棟実施しましたが、今後も国の制度を活用し、できるだけ1棟でも多くの耐震化を進めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された既存木造建築物等の耐震化を促進する支援策として、耐震診断補助制度を実施しているところであり、また、耐震改修補助制度については、厳しい財政状況下ではありますが、特に耐震化率の低い木造建築物を対象とした支援の実施を考えております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

登下校時につきましては、安全・安心サポート事業による「声かけ隊」等、保護者や地域の協力もいただき安全確保に努めてまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地元産農産物（じゃがいも・玉ねぎ・大根）をそれぞれ1回、年に3回、守口都市農業研究会の協力のもと学校給食に出荷するとともに、地元で生産された生鮮野菜を生産者自らが販売する朝市などの直売活動を展開するなど、微量ですが地産地消の推進に取り組み、今後もこうした活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、平成19年度から毎週月・水・土に農家の独自グループが開催している直売活動などを支援し、回数・開催場所の増加をめざしてまいりたいと考えております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権を救済する法整備は、人権擁護の観点からも必要性を認識しております。すべての人の人権が尊重され、安全で安心な生活を送ることができるまちづくりのため、大阪府・大阪府市長会を通して、法整備に向け国に対し要請してまいりたいと考えております。

また、憲法週間・人権週間など、関係行政機関・各種人権関係団体と連携し、さらに充実した啓発活動を展開してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、平和を祈念し、平和の大切さ、戦争の悲惨さ、命の尊さを市民とともに考える機会として、非核平和推進事業「平和のつどい」を開催し、戦争体験者の語り、子供向けの映画上映や市民団体の協力を得ての戦中食試食体験など、市民と協働した事業を展開しております。

今後も、市民とともに、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え発信してまいりたいと考えております。